

○課題のある教員の取扱いに関する規則

平成二〇年三月二一日
仙台市教育委員会規則第三号

(趣旨)

第一条 この規則は、市立学校に勤務する教員(教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師及び実習助手をいう。以下同じ。)のうち、教員としての資質、能力等に一定の課題があり、児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)に対する指導に支障をきたす教員(以下「課題のある教員」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(校長等の責務)

第二条 市立学校の校長(幼稚園にあつては、園長。以下「校長等」という。)は、当該市立学校に所属する教員で課題のある教員と認めるものに対し、必要な指導、研修等を行わなければならない。

2 教育委員会は、前項の指導、研修等に対し、必要な支援を行うものとする。

(指導不適切の認定)

第三条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号。以下「法」という。)第二十五条の二第一項の規定による認定(以下「指導不適切の認定」という。)は、次の各号のいずれかに該当することにより児童等に対する教育に著しく支障をきたす(疾病による場合を除く。)と認められる教諭等(教諭、助教諭及び講師(条件附採用期間中の者及び臨時的任用の者を除く。))をいう。以下同じ。)について、校長等の申請に基づき、教育委員会が行う。

一 教科に関する専門的知識、技術等が不足し、学習指導を適切に行うことができないこと

二 指導方法が不適切で、学習指導を適切に行うことができないこと

三 児童等の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営又は生徒指導を適切に行うことができないこと

四 前三号に定めるもののほか教諭等として必要な専門的知識、技術等が不足し、又はその資質等に問題があり、職務を適切に行うことができないこと

2 校長等は、当該市立学校に所属する教諭等が前項に規定する要件に該当し、かつ、校内における指導、研修等による改善の見込みがないと認めるときは、教育委員会に対し、指導不適切の認定を申請しなければならない。

3 前項の規定による申請は、申請書に当該申請の対象となる教諭等(次条において「対象教諭等」という。)に係る調書、指導及び観察の記録その他教育委員会が必要と認める書

類を添付して行うものとする。

第四条 教育委員会は、指導不適切の認定をしようとするときは、課題のある教員審査委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、教育委員会は、審議依頼書に前条第三項の規定により提出された申請書(添付された書類を含む。)の写しを添付して、課題のある教員審査委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定により課題のある教員審査委員会の意見を聴こうとするときは、あらかじめ対象教諭等に対し、指導不適切の認定をしようとする理由を記載した説明書を添付して、通知しなければならない。
- 3 前項の規定による通知を受けた対象教諭等は、教育委員会に対し、意見書を提出することができる。この場合において、教育委員会は、提出された意見書の写しを速やかに課題のある教員審査委員会に提出しなければならない。
- 4 教育委員会は、対象教諭等が前条第一項に規定する要件に該当すると認める場合であっても、当該対象教諭等について指導改善研修(法第二十五条の二第一項の指導改善研修をいう。以下同じ。)の受講による改善の見込みがないと認める特段の理由があるときは、指導不適切の認定を行わないものとする。
- 5 教育委員会は、指導不適切の認定を行い、又は行わないこととしたときは、速やかにその旨を前条第一項の規定による申請をした校長等及び対象教諭等に対し、通知しなければならない。

(指導改善研修)

第五条 指導改善研修は、法第二十五条の二第三項の規定により教育委員会が作成する指導改善研修に関する計画書に従い、仙台市教育センターにおいて行う。

- 2 指導改善研修の受講命令は、教育委員会が受講命令書により行う。
- 3 教育委員会は、前項の規定により受講を命じたときは、仙台市教育センター所長に対し、速やかにその旨を通知するものとする。
- 4 指導改善研修の期間は、一年を超えない範囲内で、指導不適切の認定を受けた教諭等(以下「指導不適切教諭等」という。)ごとに教育委員会が定める。
- 5 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、指導改善研修を受講している指導不適切教諭等について地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項の規定による休職、育児休業の取得その他の長期にわたり指導改善研修を受講できないため研修を継続することが困難な事情があると認めるときは、指導改善研修を終了させることができる。
- 6 仙台市教育センター所長は、指導改善研修の終了時において、速やかに当該指導改善研修を受講した指導不適切教諭等に係る指導改善研修の状況及び児童等に対する指導の改善の程度に関する報告書を、教育委員会に提出しなければならない。

(指導の改善の程度に関する認定)

第六条 教育委員会は、指導不適切教諭等に係る法第二十五条の二第四項の認定(次条において「改善の程度に関する認定」という。)をしようとするときは、課題のある教員審査委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、教育委員会は、審議依頼書に前条第六項の規定により提出された報告書(次項において「報告書」という。)の写しを添付して、課題のある教員審査委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定により課題のある教員審査委員会の意見を聴こうとするときは、あらかじめ対象となる指導不適切教諭等に対し、報告書の写しを添付して、通知しなければならない。
- 3 第四条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(指導改善研修終了後の処遇)

第七条 指導改善研修を終了した教諭等の処遇は、当該教諭等に係る次の各号に掲げる改善の程度に関する認定の区分に応じ、当該各号に定めるところを基準として教育委員会が決定する。

- 一 適切に指導を行うことができる 市立学校における児童等への教育活動に従事
 - 二 適切に指導を行うことができない(指導改善研修の継続による改善が見込まれる場合に限る。) 指導改善研修を開始した日から引き続き一年(第五条第四項の規定により指導改善研修の期間を一年として定められた者で同条第五項に規定する事情によりその四分の一以上の期間受講しなかった者については、二年)を超えない範囲内における指導改善研修の期間の延長
 - 三 適切に指導を行うことができない(前号の場合を除く。) 地方公務員法第二十八条第一項第一号若しくは第三号の規定による免職又は教育委員会の事務局職員若しくは学校以外の教育機関職員への転任
- 2 前項の規定にかかわらず、第五条第五項の規定により指導改善研修を終了した教諭等の処遇は、当該教諭等に係る次の各号に掲げる改善の程度に関する認定の区分に応じ、当該各号に定めるところを基準として教育委員会が決定する。
- 一 適切に指導を行うことができる 市立学校における児童等への教育活動に従事
 - 二 適切に指導を行うことができない 指導不適切の認定
- 3 第三条第一項の規定にかかわらず、前項第二号の規定により指導不適切の認定を行おうとするときは、校長等の申請は、要しない。

(課題のある教員審査委員会)

第八条 課題のある教員の取扱いについて審議するため、課題のある教員審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

- 2 審査委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員八名以内で組織す

る。

- 一 教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者
 - 二 本市の区域内に居住する児童等の保護者
 - 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)の校長等
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、再任されることができる。
 - 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第九条 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第十条 委員長は、審査委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審査委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査委員会は、審議の対象となる教員に対し、審査委員会の会議において意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 委員は、自己の親族又は自己の所属する市立学校の教員に関係することについては、その議事に参与することができない。
- 5 審査委員会の会議は、非公開とする。

第十一条 前三条に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

(課題のある養護教諭等の取扱い)

第十二条 教育委員会は、児童等に対する指導が不適切であると認める養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び実習助手について、指導改善研修に準ずる研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

(実施細目)

第十三条 この規則の実施細目は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。